

パターン1:平成18年4月に新設されたサービス

○対象となるサービス

- 地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護)
- 地域密着型介護予防サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護)

	有効期間	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1
		H13.3.31	H14.3.31	H15.3.31	H16.3.31	H17.3.31	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	
① 平成18年4月1日以降指定を受けた場合	6年間							(例)平成18年4月1日に指定を受けた場合	6年間					指定の有効期間の満了日は平成24年3月31日

パターン2:平成18年3月31日以前からあったサービス(みなし指定の規定あり)

○対象となるサービス

- 地域密着型サービス(認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、非営利密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護)
- 地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)

○起算日となるサービス

下記のサービスについては、平成18年3月31日以前に辖区内のサービスについて指定を受けた日から起算して指定の更新日が設定される。

- 認知症対応型通所介護(通所介護)
- 認知症対応型共同生活介護(認知症対応型共同生活介護)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(特定施設入居者生活介護)
- 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(介護老人福祉施設)

	有効期間	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1
		H13.3.31	H14.3.31	H15.3.31	H16.3.31	H17.3.31	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	
① 対応するサービスの指定を平成12年4月1日～平成13年3月31日の間に受けた場合	8年間							平成12年4月1日～平成13年3月31日に各サービスの指定を受けた場合	指定の有効期間の満了日は平成20年3月31日～平成21年3月31日					
② 対応するサービスの指定を平成13年4月1日～平成14年3月31日の間に受けた場合	7年間							平成13年4月1日～平成14年3月31日に各サービスの指定を受けた場合	指定の有効期間の満了日は平成20年3月31日～平成21年3月31日					
③ 対応するサービスの指定を平成14年4月1日～平成18年3月31日に受けた場合	6年間							平成14年4月1日～平成18年3月31日に各サービスの指定を受けた場合	指定の有効期間の満了日は平成20年3月31日～平成21年3月31日					
④ 平成18年4月1日以降指定を受けた場合	6年間							(例)平成18年4月1日に指定を受けた場合	指定の有効期間の満了日は平成24年3月31日					